

外国人の交流会(フレンドシップ交流会)を開催します！

在住外国人の皆さんの交流を目的とした交流会を小郡ロータリークラブ・国際ソロプチミスト小郡・おごおり国際交流協会・小郡市の共催で開催します。

日本や小郡での生活の情報交換や出身国の話など楽しい交流会になりますよう、多くの外国人の方の参加をお待ちしています。

◆日時 12月13日(土)／午後6時～(受付午後5時30分～)

◆会場 生涯学習センター七夕ホール

◆対象者 市内または近郊に在住・在学・在勤の外国人

◆申込方法 住所、氏名、電話番号、出身地を明記のうえ、はがき、ファクス、Eメールで申込み
☆民族衣装をお持ちの人はご持参ください！

◆申込・問い合わせ先

企画課男女共同参画推進係

☎72-2111内線222ファクス73-4466

〒838-1098小郡市小郡255-1

Eメール danjokyodo@city.ogori.lg.jp

在住外国人のための小郡市生活ハンドブック「暮らしの便利帳」ができました。

おごおり国際交流協会では、小郡市や近郊で生活する外国人のために、英語、中国語、ハングルの3か国語で生活ガイドブックを作成しました。



緊急時の対応や相談窓口の案内、その他外国人登録に関することなど、市民として外国人が生活する上で必要な事項を50ページにまとめており、日本語の対訳をつけています。

【配布場所】

企画課(市役所本館2階)、市民課(市役所本館1階)、市立図書館

●問い合わせ先 おごおり国際交流協会(市企画課内)
☎72-2111内線222

住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、以下の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

対象家屋	●平成20年1月1日以前に建築された住宅（貸家住宅は除く）であること。 ●マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。 ●併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。
減額要件	●次の要件をすべて満たす工事 (1) 次のイの工事、またはイと併せて行うロ～ニの工事であること。 - イ：窓の断熱改修工事 - ロ：床の断熱改修工事 - ハ：天井の断熱改修工事 - ニ：壁の断熱改修工事 ※イの工事は必須です。 (2) 改修部位が、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合すること。 (3) 省エネ改修工事に要した費用の合計が 30万円以上 であること。
減額の内容	●改修工事完了時の翌年度の当該家屋の固定資産税額を、3分の1 減額します。 (一戸当たり120㎡相当分までを減額)
その他	●新築住宅軽減とは同時適用できません。 ●バリアフリー改修工事減額とは同時適用できません。 ●一戸について、この減額措置の適用は1回限りになります。

減額を受ける手続き

改修工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	① 省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申請書 ② 納税義務者の住民票の写し ③ 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が作成する熱損失防止改修工事証明書
-------	---

※必要に応じて、工事内容等が確認できる書類を提出してもらう場合があります。

【問い合わせ先】税務課資産税係 ☎72-2111 内線123